

議案第92号

つくば市筑波ふれあいの里条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市筑波ふれあいの里条例の一部を改正する条例

つくば市筑波ふれあいの里条例（平成元年つくば市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

「

大室		10,800円	午前9時から午後4時30分まで1室につき
中室		5,450円	
小室		3,290円	
市民	大人	4,320円	午後3時から翌日の午前10時まで 1人1泊（2食付き）につき
	小中学生	3,290円	
	乳幼児	2,200円	
市民 以外	大人	5,450円	
	小中学生	4,420円	
	乳幼児	3,290円	

を

」

「

大室		5,500円	次に掲げる区分ごと1室につき (1) 午前9時から正午まで (2) 午後1時から午後4時30分まで
中室		2,750円	
小室		1,650円	
市民	大人	4,400円	午後3時から翌日の午前10時まで 1人1泊(2食付き)につき
	子供	3,300円	
	幼児	2,200円	
市民 以外	大人	5,500円	
	子供	4,400円	
	幼児	3,300円	

に

」

改め、同表備考1を次のように改める。

- 1 「市民」とは、つくば市に住所を有する者及びつくば市に通勤し、又は通学する者をいい、「子供」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいい、「幼児」とは、4歳から小学校に就学するまでの者をいう。以下同じ。

別表の1の表備考2を削り、同表備考3を同表備考2とする。

別表の2の表実習室の部大人の項中「310円」を「330円」に改め、同部小人の項中「小人」を「子供」に、「210円」を「220円」に改め、同表研修室の項中「5,450円」を「2,750円」に、

「

1日につき

を

」

「

次に掲げる区分ごと1室につき (1) 午前9時から正午まで (2) 午後1時から午後4時30分まで

に改め、同表備考を削る。

」

別表の３の表大人の項中「310円」を「330円」に改め、同表小人の項中「小人」を「子供及び幼児」に、「210円」を「220円」に改め、同表備考を削る。

別表の４の表を次のように改める。

４ コテージ

区分		使用料	単位
市民	Aタイプ（４人用）	8,800円	１棟１泊につき
	Bタイプ（６人用）	13,200円	
	Cタイプ（８人用）	17,600円	
	Dタイプ（10人用）	22,000円	
市民以外	Aタイプ（４人用）	13,200円	１棟１泊につき
	Bタイプ（６人用）	19,800円	
	Cタイプ（８人用）	26,400円	
	Dタイプ（10人用）	33,000円	

別表の５の表テントサイトの項中「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表の６の表を次のように改める。

６ バーベキュー施設

区分	使用料	単位
小学生以上	220円	次に掲げる区分ごと１人１回につき (１) 午前10時から午後３時まで (２) 午後４時から午後９時まで

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和元年10月１日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際、この条例による改正前のつくば市筑波ふれあいの里条例の規定により既に行為、使用又は占用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

つくば市筑波ふれあいの里条例（平成元年つくば市条例第46号）新旧対照表

改正後

本則・附則（略）

別表（第10条関係）

1 農林漁業体験実習館つくば

区分	使用料	単位
会議に使用する 場合	大室	5,500円
	中室	2,750円
	小室	1,650円
宿泊に使用する 場合	市民 大人	4,400円
	子供	3,300円
	幼児	2,200円
	市民 大人	5,500円
	以外 子供	4,400円
	幼児	3,300円

備考

1 「市民」とは、つくば市に住所を有する者及びつくば市に通勤し、又は通学する者をいい、「子供」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいい、「幼児」とは、4歳から小学校に就学するまでの者をいう。以下同じ。

改正前

本則・附則（略）

別表（第10条関係）

1 農林漁業体験実習館つくば

区分	使用料	単位
会議に使用する 場合	大室	10,800円
	中室	5,450円
	小室	3,290円
宿泊に使用する 場合	市民 大人	4,320円
	小中学生	3,290円
	乳幼児	2,200円
	市民 大人	5,450円
	以外 小中学生	4,420円
	乳幼児	3,290円

備考

1 「市民」とは、つくば市に住所を有する者及びつくば市に通勤又は通学する者をいい、「乳幼児」とは、小学校に就学するまでの者をいい、「小中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。

2 冬期（1月から3月まで及び12月をいう。以下同じ。）については、暖房料として1室1泊につき400円を使用料に加算する。

2 (略)

2 郷土文化保存伝習施設

区分		使用料	単位
実習室	大人	<u>330円</u>	1人1回につき
	子供	<u>220円</u>	
研修室		<u>2,750円</u>	次に掲げる区分ごと 1室につき (1) <u>午前9時から正午まで</u> (2) <u>午後1時から午後4時30分まで</u>

3 体験農業園地等管理施設

区分	使用料	単位
大人	<u>330円</u>	1人1回につき
子供及び幼児	<u>220円</u>	

4 コテージ

区分		使用料	単位
市民	<u>Aタイプ（4人用）</u>	<u>8,800円</u>	1棟1泊につき
	<u>Bタイプ（6人用）</u>	<u>13,200円</u>	
	<u>Cタイプ（8人用）</u>	<u>17,600円</u>	
	<u>Dタイプ（10人用）</u>	<u>22,000円</u>	

3 (略)

2 郷土文化保存伝習施設

区分		使用料	単位
実習室	大人	<u>310円</u>	1人1回につき
	小人	<u>210円</u>	
研修室		<u>5,450円</u>	1日につき

備考 「小人」とは、3歳から小学校に就学するまでの者、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。

3 体験農業園地等管理施設

区分	使用料	単位
大人	<u>310円</u>	1人1回につき
小人	<u>210円</u>	

備考 「小人」とは、3歳から小学校に就学するまでの者、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。

4 コテージ

区分	使用料	単位
<u>Aタイプ（4人用）</u>	<u>12,540円</u>	1棟1泊につき
<u>Bタイプ（6人用）</u>	<u>15,730円</u>	
<u>Cタイプ（8人用）</u>	<u>18,820円</u>	
<u>Dタイプ（10人用）</u>	<u>24,060円</u>	

市民以外	<u>Aタイプ（4人用）</u>	<u>13,200円</u>	1棟1泊につき
	<u>Bタイプ（6人用）</u>	<u>19,800円</u>	
	<u>Cタイプ（8人用）</u>	<u>26,400円</u>	
	<u>Dタイプ（10人用）</u>	<u>33,000円</u>	

5 キャンプ場

区分	使用料	単位
テントサイト	<u>2,200円</u>	1区画1泊につき

6 バーベキュー施設

区分	使用料	単位
<u>小学生以上</u>	<u>220円</u>	<u>次に掲げる区分ごと1人1回につき</u>
		<u>(1) 午前10時から午後3時まで</u>
		<u>(2) 午後4時から午後9時まで</u>

備考 冬期については、暖房料として1室1泊につき410円を使用料に加算する。

5 キャンプ場

区分	使用料	単位
テントサイト	<u>2,160円</u>	1区画1泊につき

6 バーベキュー施設

単位	使用料
<u>1人1回につき</u>	<u>210円</u>